

## 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会における 検討状況について

青木小学校では現在、通学区域内におけるマンション開発の影響により児童が増加しており、毎年のように内部改修を行ってきました。今後もさらなる住宅開発が計画されており、令和9年度には、教室不足が発生する可能性が生じました（令和7年度義務教育人口推計により算出）。

令和6年7月に青木小学校学校運営協議会より、青木小学校における教室不足問題を解消するための対応策を提示してほしい旨の「意見書」が提出されたことも踏まえ、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会を設置し、検討を進めてきました。

令和7年10月30日に開催された第4回検討部会にて、青木小学校の教室不足への対応については、事務局の提案に基づき通学区域変更を実施することが妥当であるとの意見がまとまりました。

令和8年1月29日に開催された第5回検討部会では、事務局提案の「通学区域変更案」に基づく通学区域変更に伴う諸課題について検討を行いました。同年3月30日に開催された第6回検討部会にて、検討部会としての「意見書」及び「通学安全に関する要望書」について、取りまとめに至りました。

### 1. これまでの経過

| 会議・説明会（開催日）   |
|---|
| <b>横浜市学校規模適正化等検討委員会（令和6年9月11日）</b>  |
| 教育委員会からの諮問に基づき、横浜市学校規模適正化等検討委員会にて検討部会の設置を決定。  |
| <b>地域向け説明会（令和6年10月11日）</b>  |
| 青木小学校の学校規模適正化に関する地域向け説明会を開催<br>【開催場所】青木小学校体育館 【対象者】保護者及び地域住民<br>【参加者】夕方の部：63人 夜の部：64人 計：127人  |
| <b>第1回 検討部会（令和6年12月12日） ※公開形式（傍聴1名）</b>   |
| <b>&lt;主な検討事項&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・部会運営方法、調査審議事項等の確認</li><li>・不足教室への対応として、青木小学校の施設面における現状と、想定される対応について、場所、スケジュール及び学校運営面等の観点から、施設面での対応は困難である旨を説明。</li></ul>  |
| <b>&lt;主な意見&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・体育館を建替えて教室を増やすことはできないのか。</li><li>・敷地北側に2階建てのプレハブ棟を8教室分建てることは難しいのか。</li><li>・最も影響を受ける、保護者への説明を丁寧にしてほしい。</li><li>・青木小の現状から、学区外の（指定地区外就学制度を利用した）受入れについて検討が必要では。</li></ul> |

## 第2回 検討部会（令和7年3月26日） ※公開形式（傍聴1名）

### <主な検討事項>

（1）施設面での対応策の検証結果を説明

- ・北側敷地への「6教室分・1階建て」の増築は可能。
- ・供用開始が令和14年度の見込み。現時点では、令和9年度から教室不足となる見込みであるため、間に合わない状況。
- ・工事期間中はグラウンドの大部分が使用不可となり、増築棟建設後も体育の授業等で児童が使用できるスペースがより狭小となる等、学校運営・教育活動上、課題がある。

上記の理由から、改めて施設面での対応は困難である旨を説明

（2）通学区域変更案（案①）の提示

- ・現在の青木小学校の通学区域から、「斎藤分小学校」、「二谷小学校」、「三ツ沢小学校」、「宮谷小学校」の4校へそれぞれ変更する見直し案を提示
- ・見直し案を実施した場合、青木小学校及び学区変更の対象となる4校が教室不足とならないことを確認

### <主な意見>

- ・通学区域を変更する場合、どのように決定するのか。
- ・1学級35人学級での学級編成ではなく、40人編成とすれば、不足教室とはならないのではないかと。
- ・不足教室であることを理由に、二部授業を行うための届出を出せばよいのではないかと。
- ・通学区域を変更する場合、通学区域の設定にあたって、通学路の安全面等、どのように対応するのか。
- ・新しく建設されるマンション・戸建てを青木小学校の通学区域から除くことはできないのか。
- ・特別調整通学区域を全区域に設定すれば、児童数の増加を抑えられるのではないかと。また、猶予期間のような経過措置を設けることができないのか。
- ・通学区域を変更するにしても、青木小学校の学区内に既に居住している住民（未就学児を含む）がなるべく不利益を被らないような選択肢を残すかたちで決めてほしい。

## 第3回 検討部会（令和7年7月1日） ※公開形式（傍聴2名）

### <主な検討事項>

- ・経過措置を設けた「通学区域変更案（案②・③）」を提示

### <主な意見>

- ・地域の意見を聞くには時間がなかったので、もっと早く部会ニュースを用意してほしい。
- ・新築マンションから三ツ沢小へ通う児童の通学の安全面に懸念がある。
- ・居住区と異なる区への通学区域変更は地域への負担も大きく、できることなら避けてほしい。
- ・通学路はどうなるのか。歩道橋を渡らせるのか。
- ・地域に持ち帰って検討した結果を改めて伝えたい。事務局とは綿密に調整する必要があると考える。
- ・新築マンションから学区変更を行い、従前から住んでいる方々はなるべく青木小に通えるようにする

という点では新しい案は違和感が少ない。

- ・経過措置期間は、0歳の未就学児も通えるように、6年間はほしいところ。周囲の小学校も余裕がない状況であるため、むしろ6年の経過措置にするほうがよいのではないか。
- ・今後、さらに新しく建設するマンションについては、例外的に飛び地で通学区域変更をしていくことはできないのか。
- ・今後、小学校が変更になった場合、中学校はどこへ行くのかという不安がある。
- ・経過措置期間の3年という期間は、実際の人数が見えてきて問題なさそうだとしたら延長するなどの対応をしてほしい。
- ・きょうだい児の問題は、上の子が卒業後、下の子は要件に該当しないから転校とならないようにしてもらいたい。
- ・現在、全市的にも、特別支援教育のニーズが高まってきている。特別支援教育のための、個々にあった教育環境を用意するのは現在の教室状況では厳しいところがあると感じている。
- ・万が一教室が足りなくなった場合に、教育に大きな支障が出てくると教育委員会は考えているからこそ、この変更案が出ている。これまで1年近く議論していることも踏まえて、ある程度の結論を出していくことが必要。

#### 第4回 検討部会（令和7年10月30日） ※公開形式（傍聴2名）

##### <主な検討事項>

- ・令和7年度義務教育人口推計を基に改めて試算し、経過措置の具体的な期限を設けない「通学区域変更案（案④）」を提示

##### <主な意見>

- ・1つの地域で2つの小学校の子どもたちを見るのはできれば極力、避けたいが、今回の案で他の多くの地域が青木小学校も選ぶことができるのであれば案④が良いと感じる。
- ・マンションの入居状況等は地域によって異なるため、地域ごとの状況をヒアリングしてほしい。
- ・サカタのタネ跡地に建設予定のマンションは、高価格帯と予測されるため、実際にどれほど入ってくるかというのは疑問。
- ・案④の通学区域変更の実施が良いと思う。「増築」の案は税金を使って行うと思うが、現状、どれ程の児童が入ってくるか確証もない中で実施するのは、税金の無駄使いになると感じる。
- ・運動会では、参加可能な親族の人数を厳しく制限しており、児童もグラウンドに椅子を出せず、地面に座布団を敷いて観戦している状況。こういった状況下であることを踏まえると、案④の実施を行うことが保護者にとっても地域にとっても現実的な対策として、受け入れやすいと感じる。
- ・当事者となる保護者への説明が不足していると感じる。少しでも不安が解消されるよう、説明会等の開催を検討してほしい。
- ・新しいマンションに入居する方々は、「なぜ自分たちは青木小学校に通えないのか」と考えると思う。通学区域変更となった際には、丁寧に説明をしていってほしい。

・案④であれば、地域の方々にとって、青木小学校への想いが残るかたちになると感じている。一方で、こどもの数が増えている中で、今後の見込みについては不透明であり、ある時期から学区が変更となる可能性もあるということで、学校側としては、心配は尽きない状況だと考えている。

#### 第5回 検討部会（令和8年1月29日） ※公開形式（傍聴5名）

##### <主な検討事項>

「通学区域変更案(案④)」の実施に伴い想定される諸課題（①～③）の検討

##### <【課題① 通学安全】についての主な意見>

- ・青木小学校が選べる状況だと、地域住民の全員が青木小学校を選択し、変更後の小学校に通うことはほぼないと思う。
- ・学区変更により、同町内会の中で2つの学校に通う児童がいる状況となる。見守り活動や通学安全の面で、新たな懸念が発生するため、通学安全対策をしっかりと行ってほしい。

##### <【課題② 指定地区外就学制度の運用】についての主な意見>

- ・指定地区外就学制度を利用した児童の受け入れの要件については、誤解が生まれないように、注意深く発信してほしい。
- ・学区外から青木小に就学することについては、青木小の現状を踏まえると今後も同じように受け入れ続けるのは難しいと思う。ある程度は制限すべき。

##### <【課題③ 中学校通学区域】についての主な意見>

- ・宮谷小学校に通学区域変更・特別調整通学区域の設定がされる予定の台町や鶴屋町の一部の地域では、青木小学校を選択し、卒業したこどもは栗田谷中学校に、宮谷小学校を選択し、卒業したこどもは軽井沢中学校に、それぞれ進学したいと考えると思うので、意見書の中でも「特別調整通学区域の設定をお願いします」と具体的に記載した方がいい。

##### <全体を通じての意見>

- ・推計値よりも上回る児童数となる可能性があると感じている。児童が数名増えると現状よりも1クラス増える境目にある学年もあり、予断を許さない状況。通学区域変更を実施しても、最大教室の24学級をずっと推移していく見込みのため、楽観視はできない。学校現場が抱く危機感を地域や教育委員会事務局とも共有し、今後の児童の推移を注視することが重要だ。
- ・検討部会ニュースが全戸配付となっているが、自宅に届いていない。管理を徹底してほしい。地域の方々への周知に漏れがあるというのはよくない。

#### 第6回 検討部会（令和8年3月30日） ※公開形式（傍聴1名）

##### <主な検討事項>

検討部会としての「意見書」及び「通学安全に関する要望書」の取りまとめに向けた検討

##### <検討部会としての「意見書」について>

- ・「2 その他、通学区域変更にあたっての要望」の記載について、人によっては別の解釈をする可能

性があるため、文言を調整してほしい。

- ・「指定地区外就学制度の該当理由のうち、『兄弟姉妹に関する要件（兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの）』を除き、」という記載があるが、具体的に誰が対象なのかわかりにくいいため、実際に運用する際は説明を丁寧に行ってほしい。

#### <「通学安全に関する要望書」について>

- ・今回の通学区域変更に伴い、新たに通学路となる箇所は、できるだけ優先的に対応してほしい旨をより具体的に盛り込んでほしい。
- ・今回の通学区域変更により、通学先の学校の学区が複数の行政区（神奈川区・西区）にまたがるような地域が発生する。そのため、スクールゾーン対策協議会での要望について、変更後の小学校から上がってきた要望も、青木小学校から上がってきた要望もそれぞれの行政区できちんと受け止めてほしい。

管轄している道路ではないから受理できないなどということが起きないように整理してほしい。

- ・今後、学区変更が生じる新しいマンションに入居される方から、町内会に対して、さまざまな御意見が寄せられることになると思う。その際に、そうした御意見や質問に対して、それぞれの行政機関が対応できるような体制を整えておいてほしい。

#### <全体を通じての意見>

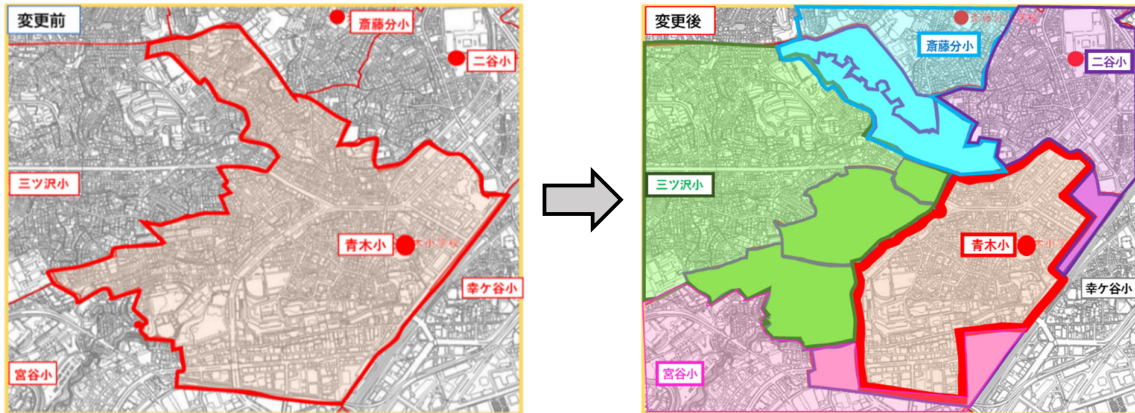
- ・検討部会としては、ここで一区切りとなるが、今後もぜひ学校とも情報を共有しながら、こどもたちのよりよい登校や学校生活について、一緒に考えていきたい。
- ・少子化の影響により全国的には学校統合・合併が進む中で、学校や教室不足が生じている今回の状況という比較的珍しい事例だと感じる。東京など一部地域でも見られる同様の状況を踏まえ、今後の他の地域における検討の参考となり得る検討内容だったと感じる。

#### 第6回検討部会開催後に寄せられた意見

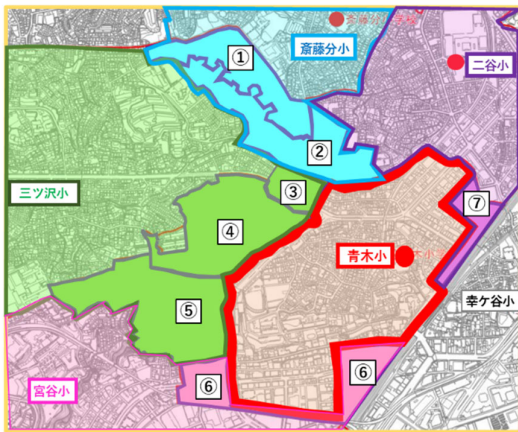
- ・入居がすでに開始している物件（鶴屋町1-41、42）であるにも関わらず、他の新規物件と同様に、特別調整通学区域の設定がされないのは当物件に入居している住民としては納得できない。
- ・特別調整通学区域が指定されない物件についても、今後、設定することも含め、検討してほしい。
- ・通学安全対策が不安。ハード面だけでなく、ソフト面（登校班・見守り体制など）も検討してほしい。
- ・住所地によって、通う学校を指定する方法ではなく、抽選制や自由選択制など、通学区域制度の変更を検討してほしい。

## 2 青木小学校における通学区域変更後の通学区域について

### ア 通学区域図の新旧対照表



### イ 規則改正後、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校・受入校（ウの物件を除く）

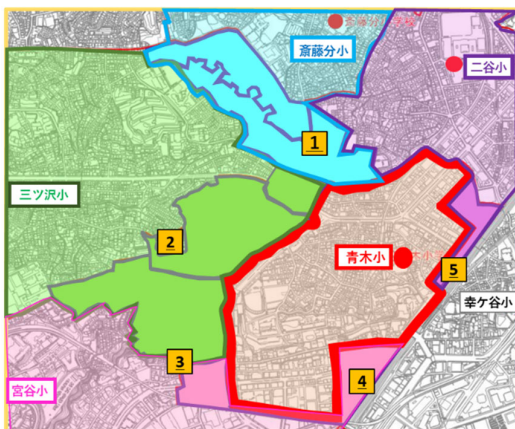


|   | 対象地域<br>(対象地域)   | 通学区域変更(特別調整通学区域) |       |
|---|------------------|------------------|-------|
|   |                  | (指定校)            | (受入校) |
| ① | 栗田谷<br>(① 北・② 南) | 斎藤分小             | 青木小   |
| ② |                  |                  |       |
| ③ | 松本町3丁目           | 三ツ沢小             | 青木小   |
| ④ | 松ヶ丘              | 三ツ沢小             | 青木小   |
| ⑤ | 沢渡               | 三ツ沢小             | 青木小   |
| ⑥ | 鶴屋町・台町(一部)※1     | 宮谷小              | 青木小   |
| ⑦ | 桐畑・反町(一部)※2      | 二谷小              | 青木小   |

※1：鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 11-1～11-19、台町・鶴屋町三丁目のうち、六角橋第394号線以西の地域

※2：桐畑2, 3、反町一丁目1, 8

### ウ 特別調整通学区域を設定しない物件（住所地）の指定校



|   | 想定住所地(※)    | 指定校  | 受入校 |
|---|-------------|------|-----|
| ① | 栗田谷 15-11   | 斎藤分小 | —   |
| ② | 松ヶ丘 58-3    | 三ツ沢小 | —   |
| ③ | 沢渡 4-2      | 宮谷小  | —   |
| ④ | 鶴屋町 1-41・42 | 宮谷小  | —   |
| ⑤ | 桐畑 2・3-5    | 二谷小  | —   |

※建設予定の物件も含まれており、今後、住所地に変更となる場合があることから、「想定住所地」としています。

## 3 通学区域変更に伴う児童数・学級数について

通学区域変更先となる4校との調整状況については、各小学校と事前に相談および調整を行い、いずれの小学校からも了承をいただいています。

また、各校に通う児童の保護者向けに、検討部会開催後、「すぐーる配信」を通じて情報提供を都度、行っています。通学区域変更を実施されることが正式に決定した場合には、各小学校において、学区変更に伴い「通学路の設定」等、必要な対応を行う予定です。

#### 4 通学区域変更に伴う児童数・学級数について

##### (1) 青木小学校の児童数・学級数

###### ① 通学区域変更前の推計値

| 青木小 | R7  | R8     | R9     | R10    | R11    | R12 | R13 | 保有教室 |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|-----|-----|------|
| 児童数 | 744 | 765    | 781    | 803    | 811    | 838 | 866 | 24   |
| 学級数 | 24  | 24(25) | 24(26) | 25(27) | 26(27) | 27  | 28  |      |

※R7 個別支援学級状況：児童数：48名、学級数：8学級

###### ② 通学区域変更後の推計値

※青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が青木小に就学した場合の最大値

| 青木小 | R7  | R8     | R9  | R10 | R11 | R12 | R13 | 保有教室 |
|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 児童数 | 744 | 765    | 756 | 748 | 731 | 728 | 725 | 24   |
| 学級数 | 24  | 24(25) | 24  | 24  | 24  | 24  | 24  |      |

##### (2) 周辺小学校の児童数・学級数

###### ① 通学区域変更前の推計値（令和7年度義務教育人口推計）

| 斎藤分小 | R7  | R8    | R9    | R10   | R11    | R12    | R13    | 保有教室 |
|------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|------|
| 児童数  | 208 | 228   | 233   | 231   | 238    | 247    | 252    | 10   |
| 学級数  | 8   | 9(11) | 9(12) | 9(12) | 10(12) | 11(12) | 11(12) |      |

※R7 個別支援学級状況：児童数：4名、学級数：2学級

| 二谷小 | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 | R12 | R13 | 保有教室 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 児童数 | 388 | 376 | 364 | 339 | 320 | 321 | 310 | 14   |
| 学級数 | 14  | 14  | 13  | 12  | 12  | 12  | 12  |      |

※R7 個別支援学級状況：児童数：17名、学級数：3学級

| 三ツ沢小 | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 | R12 | R13 | 保有教室 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 児童数  | 786 | 816 | 794 | 763 | 779 | 758 | 703 | 27   |
| 学級数  | 26  | 28  | 27  | 26  | 26  | 26  | 24  |      |

※R7 個別支援学級状況：児童数：49名、学級数：7学級

| 宮谷小 | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 | R12 | R13 | 保有教室 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 児童数 | 639 | 606 | 581 | 575 | 544 | 513 | 485 | 23   |
| 学級数 | 22  | 21  | 20  | 20  | 19  | 18  | 17  |      |

※R7 個別支援学級状況：児童数：50名、学級数：8学級

② 通学区域変更後の推計値

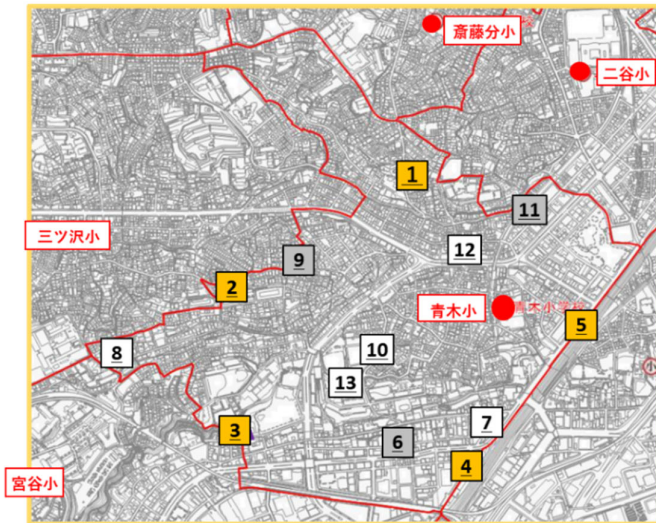
※青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が各小学校へ就学した場合の最大値

| 齋藤分小 | R7  | R8    | R9     | R10    | R11    | R12 | R13    | 保有教室  |
|------|-----|-------|--------|--------|--------|-----|--------|-------|
| 児童数  | 208 | 228   | 249    | 269    | 285    | 305 | 320    | 10(※) |
| 学級数  | 8   | 9(11) | 10(12) | 10(12) | 11(12) | 12  | 12     |       |
| 二谷小  | R7  | R8    | R9     | R10    | R11    | R12 | R13    | 保有教室  |
| 児童数  | 388 | 376   | 380    | 372    | 364    | 378 | 380    | 14    |
| 学級数  | 14  | 14    | 13(14) | 12(13) | 12(13) | 13  | 13(14) |       |
| 三ツ沢小 | R7  | R8    | R9     | R10    | R11    | R12 | R13    | 保有教室  |
| 児童数  | 786 | 816   | 828    | 819    | 860    | 864 | 831    | 27(※) |
| 学級数  | 26  | 28    | 28     | 27     | 28     | 28  | 27     |       |
| 宮谷小  | R7  | R8    | R9     | R10    | R11    | R12 | R13    | 保有教室  |
| 児童数  | 639 | 606   | 603    | 610    | 594    | 581 | 570    | 23    |
| 学級数  | 22  | 21    | 20     | 20     | 19     | 19  | 19     |       |

※「齋藤分小」および「三ツ沢小」については、内部改修等により必要教室を確保します。

- ・表中の「児童数」及び「学級数」は、一般学級の児童数・学級数。
- ・表中の「R7」児童数及び学級数は、令和7年5月1日現在の実数値。
- ・表中の「R8～R13の児童数及び学級数は、「令和7年義務教育人口推計」による推計値。
- ・表中の「学級数」の（ ）内の数字は、各学年の児童数が1～5人の増により学級数に影響する場合の最大学級数

5 現青木小学校通学区域内に建設が予定されているマンション等の更新 (R7.9時点)



… 青木小学校通学区域  
1 ~ 13 … 把握済の物件 (R7.9.1時点)

|  | 住宅タイプ・戸数       | 住所地                | 入居年(予定)   |
|--|----------------|--------------------|-----------|
| <span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">1</span> | 共同住宅 (新築・70戸)  | 栗田谷15-11           | R10       |
| <span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">2</span> | 共同住宅 (新築・90戸)  | 松ヶ丘58-3            | R9        |
| <span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">3</span> | 共同住宅 (新築・61戸)  | 沢渡4-2              | R9        |
| <span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">4</span> | 共同住宅 (建築済・76戸) | 鶴屋町1-41<br>鶴屋町1-42 | 入居済       |
| <span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">5</span> | 共同住宅 (新築・200戸) | 桐畑2・3              | R9<br>R10 |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">6</span>   | 共同住宅 (建築済・60戸) | 鶴屋町2-9-15          | 入居済       |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">7</span>   | 共同住宅 (建築済・62戸) | 台町8-1              | R7        |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">8</span>   | 共同住宅 (新築・36戸)  | 沢渡54-2             | R7        |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">9</span>   | 共同住宅 (建築済・23戸) | 松ヶ丘47              | 入居済       |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">10</span>  | 共同住宅 (建築済・98戸) | 高島台24-1            | R7        |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">11</span>  | 共同住宅 (新築・42戸)  | 反町4丁目<br>29-9      | 1K中心      |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">12</span>  | 共同住宅 (新築・33戸)  | 松本町1丁目<br>3-1      | R9        |
| <span style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">13</span>  | 共同住宅 (新築・50戸)  | 高島台25-1            | R9        |

※ 1 ~ 5 に建設予定・入居済のマンションは、令和9年度から通学区域変更の実施を想定しています。  
 ※R7推計における令和7年の基準日に、既に入居が始まっている物件を入居済として整理しています。

【資料1-2】

令和6年8月23日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

横浜市教育委員会

学校規模適正化等について（諮問）

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第2条に基づき、次に掲げる事項について、  
諮問します。

1 学校規模適正化等について

令和8年4月28日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

## 「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「青木小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、令和6年9月11日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、6回にわたり「青木小学校」の学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

### 1 調査審議事項

#### (1) 学校規模適正化についての考え方

青木小学校の教室不足について検討を重ねた結果、教育委員会事務局から示された通学区域変更案を基に、通学区域変更を実施することを具体的な対応策とする方向性で、検討部会としての意見がまとまりました。

#### (2) 通学区域変更の規則改正の施行時期（特別調整通学区域の設定時期を含む）

施行時期は、施行日以降に対象地域に転入する小学生、施行日以降に入学となる新小学1年生（令和9年4月入学）を対象とするため必要な手続きを考え、令和8年（2026年）8月が適当と考えます。

#### (3) 通学区域変更の実施

##### ア 通学区域変更の対象地域

栗田谷、松本町三丁目、松ヶ丘、沢渡、鶴屋町一丁目、  
桐畑の一部（2, 3）、反町一丁目の一部（1, 8）、  
台町の一部（1, 6, 8, 9, 11-1～11-19）、鶴屋町三丁目・台町の一部（六角橋第394号線以西）

##### イ 通学区域変更後の指定校

「4 通学区域変更詳細地図」の②・③を参照

#### (4) 特別調整通学区域の設定

##### ア 特別調整通学区域の対象地域

前項（3）ア 対象地域と同一の地域（一部の物件（※）を除く）  
※物件の詳細は「4 通学区域変更詳細地図」の②を参照

##### イ 特別調整通学区域の指定校及び受入校

「4 通学区域変更詳細地図」の③を参照

#### (5) 通学区域変更後、新たに通学路となる道路等の通学安全の確保

通学区域変更後の通学安全の確保については、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会から別途、関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

## 2 その他、通学区域変更にあたっての要望

青木小学校は開校から152年を迎え、その間、地域としても学校と共に歩んできました。

このたび、青木小学校において教室不足が発生する見込みである旨を教育委員会から示され、青木小学校に通う児童のために、関係者が一堂に会して議論を重ね、一定の方向性がまとめられたところです。

一方で、青木小学校では、当面、教室に余裕のない状況が続くと見込まれており、引き続き注視が必要であると認識しております。

以上の点も踏まえ、今回の青木小学校及びその周辺校の通学区域変更にあたって、検討部会として次の事項を要望いたします。

- (1) 関係者に対して、通学区域変更までに適時かつ適切な情報提供を行うようお願いします。
- (2) 通学区域変更後も児童が安心して各小学校へ通学できるように、必要な対応を行っていただくようお願いします。
- (3) 指定地区外就学制度（以下、当制度）を利用した、青木小学校通学区域外からの就学・通学については、青木小学校の施設状況等を踏まえて、慎重にご判断いただくようお願いします。  
本検討部会としては、青木小学校のひっ迫した施設状況を勘案し、当制度で示されている該当理由のうち、
  - ・「兄弟姉妹に関する要件（兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの）」
  - ・「通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件（※）」を除き、住所地によって指定されている小学校に就学・通学することが望ましいと考えます。  
また、教育委員会におかれましては、学校長及び区役所が、当制度に係る承諾・不承諾の判断を適切かつ公平に行えるよう、適切な情報提供及び支援等を行うようお願いします。

### ※一部の要件

- ・学年途中で青木小学校通学区域内に引っ越す予定があり、あらかじめ青木小学校への通学を希望する場合
- ・自宅の新築・改築等に伴い、青木小学校の通学区域外へ一時的に引っ越しをする場合

- (4) 小学校における大幅な通学区域変更を実施するにあたり、小学校からの友人関係等を考慮した中学校の通学区域の調整を行うようお願いします。  
また、通学区域変更の対象地域のうち、指定校を他の小学校に変更し、受入校を青木小学校とする「特別調整通学区域」の設定を行う地域（『4通学区域変更詳細地図』③参照）については、中学校の通学区域においても同様に特別調整通学区域の設定等の調整を行うようお願いします。

## 3 青木小学校または青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応

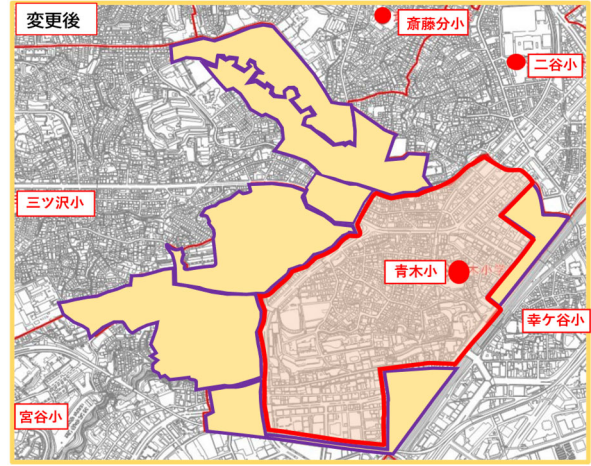
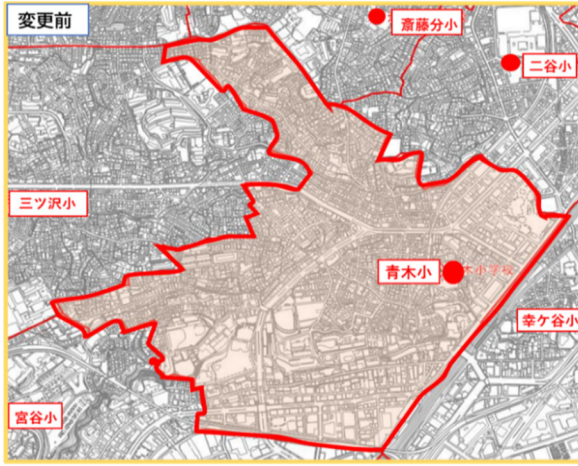
現時点では、通学区域変更の実施により、青木小学校の教室不足の見込みは解消され、変更先となる周辺校においても児童の受入れは可能と見込まれています。

一方で、今後、新たに大規模マンション等の整備計画が明らかとなるなど、青木小学校または周辺校において教室が不足する懸念が再び生じた場合には、教育委員会は速やかに将来の児童数・学級数の精査を実施するようお願いします。

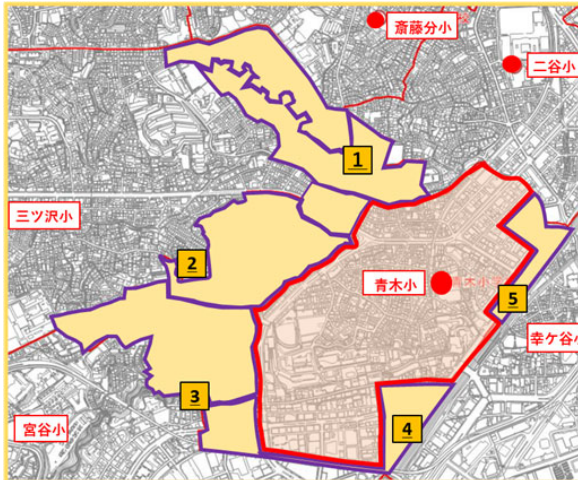
精査した結果、「特別調整通学区域を解除する」等、通学区域の調整が再度必要と判断する場合には、地域住民への影響が大きいことから、教育委員会は対策を実施する年度の前々年度中に調整を開始するとともに、住民に対し、丁寧かつ十分な説明を行うよう、お願いします。

#### 4 通学区域変更詳細地図

##### ① 通学区域図の新旧対照表



##### ② 施行日以降、通学区域変更となる物件とその指定校

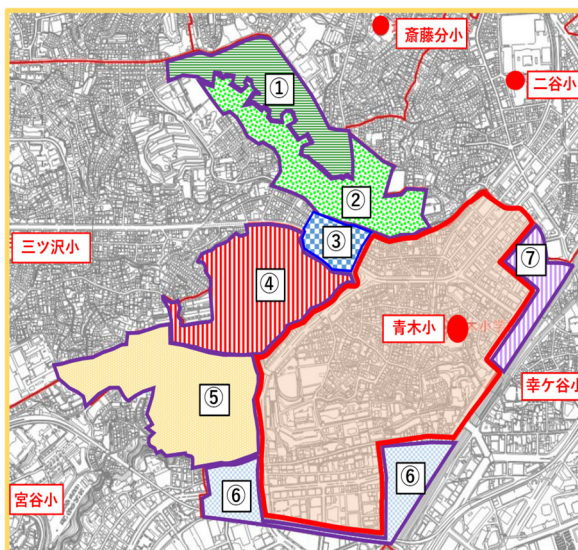


##### 【通学区域変更対象物件・指定校】

|   | 想定住所地(想定戸数)        | 入居見込年      | 指定校  |
|---|--------------------|------------|------|
| 1 | 栗田谷 15-11 (70 戸)   | 令和 10 年度   | 斎藤分小 |
| 2 | 松ヶ丘 58-3 (66 戸)    | 令和 9 年度以降  | 三ツ沢小 |
| 3 | 沢渡 4-2 (61 戸)      | 令和 9 年度    | 宮谷小  |
| 4 | 鶴屋町 1-41・42 (76 戸) | 入居済(一部)    | 宮谷小  |
| 5 | 桐畑 2・3-5 (200 戸)   | 令和 9・10 年度 | 二谷小  |

... 通学区域  
 ... 特別調整通学区域の設定地域

##### ③ 施行日以降、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校及び受入校



|   | 対象地域         | 通学区域変更(特別調整通学区域) |       |
|---|--------------|------------------|-------|
|   |              | (指定校)            | (受入校) |
| ① | 栗田谷(① 北・② 南) | 斎藤分小             | 青木小   |
| ② | ※ ① の物件を除く   |                  |       |
| ③ | 松本町3丁目       | 三ツ沢小             | 青木小   |
| ④ | 松ヶ丘          | 三ツ沢小             | 青木小   |
| ⑤ | ※ ② の物件を除く   |                  |       |
| ⑤ | 沢渡           | 三ツ沢小             | 青木小   |
| ⑥ | 鶴屋町・台町(一部)   | 宮谷小              | 青木小   |
| ⑦ | ※ ④ の物件を除く   |                  |       |
| ⑦ | 桐畑・反町(一部)    | 二谷小              | 青木小   |
|   | ※ ⑤ の物件を除く   |                  |       |

※ ⑥ (一部地域の詳細): 鶴屋町一丁目、台町 1, 6, 8, 9, 11-1~11-19  
鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第 394 号線以西の地域

※ ⑦ (一部地域の詳細): 桐畑 2, 3、反町一丁目 1, 8

## 5 むすびに

本検討部会としては、今回の経緯を踏まえ、下記二点を申し添えます。

今後、横浜市内の市立小・中学校において、青木小学校と同様に教室不足が見込まれ、学校規模の適正化に係る検討を行う場合には、申し添えた事項を十分に踏まえたうえで、丁寧かつ計画的に進めていただくようお願いします。

- (1) 通学区域変更等に伴う学校規模の適正化については、当該地域に大きな影響を及ぼす重要な事項であることを十分に踏まえ、より早い段階で地域住民へ必要な情報を提供すべきであったと考えます。教育委員会事務局におかれましては、今後は、地域への影響を十分に踏まえ、早期かつ丁寧な情報提供を行うようお願いします。
- (2) 人口増加に伴う教室不足への対応については、個々の学校で解決すべき事項として捉えるのではなく、まちづくりの視点等も踏まえた「全市的な課題」として取り組むべき課題と考えます。つきましては、教育委員会のみならず、関係する部局間で連携のうえ、課題解決に努めるようお願いします。